

議案第 1 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 人事院勧告に準じて職員等の給与改定を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年高石町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5」を加える。

別表第1を次のように改める。

(次のよう 別記)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項中「27,000円」を「28,000円」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 高石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年高石町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「加算した額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の217.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の222.5」を加える。

第4条 高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の222.5」を「100分の220」に改める。

(高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年高石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「合計額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の217.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の222.5」を加える。

第6条 高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の222.5」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の高石市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の高石市議

会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（給与等の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第 3 条の規定による改正前の高石市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

4 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第 5 条の規定による改正前の高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(別記)
別表第1 (第3条第1項関係)

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	397,500	439,000	
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	398,200	439,400	
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	398,900	440,100	
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	399,500	440,600	
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	400,100	441,000	
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	400,600	441,400	
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	401,000	441,800	
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	401,400	442,200	
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	401,700	442,600	
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	402,000	443,000	
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	402,300	443,300	
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	402,600	443,600	
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	402,900	444,000	
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	403,200	444,300	
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	403,500	444,600	

	61	226,800	278,100	324,800	364,600	403,800	444,900	
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	404,100		
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	404,400		
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	404,700		
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	405,000		
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	405,300		
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	405,600		
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	405,900		
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	406,100		
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	406,400		
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	406,700		
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	407,000		
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	407,200		
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	407,500		
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	407,800		
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	408,000		
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	408,200		
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	408,500		
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	408,800		
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	409,000		
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	409,200		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	409,500		
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	409,800		
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	410,000		
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	410,200		
	86	244,200	292,400	339,500	378,200			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000			
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	251,400	255,200	274,600	315,100	356,800	389,900

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第 1 条改正	
一般職の職員の給与に関する条例	
新	旧
(勤勉手当) 第 2 3 条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合</u>には100分の92. 5、<u>12 月に支給する場合</u>には100分の97. 5を乗じて得た額の総額 (2) 略 3 ～ 5 略 別表第 1	(勤勉手当) 第 2 3 条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92. 5を乗じて得た額の総額 (2) 略 3 ～ 5 略 別表第 1
略	略
第 2 条改正	
一般職の職員の給与に関する条例	
新	旧
(住居手当) 第 1 5 条の 3 職員に、月額<u>28, 000 円</u>を超えない範囲で住居手当を支給する。 2 略 (勤勉手当) 第 2 3 条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現	(住居手当) 第 1 5 条の 3 職員に、月額<u>27, 000 円</u>を超えない範囲で住居手当を支給する。 2 略 (勤勉手当) 第 2 3 条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現

在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略	在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略
第3条改正	
高石市特別職の職員の給与に関する条例	
新	旧
(その他の給与) 第3条 略 2 略 3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、<u>6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4 略	(その他の給与) 第3条 略 2 略 3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、100分の217.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4 略
第4条改正	
高石市特別職の職員の給与に関する条例	
新	旧
(その他の給与) 第3条 略 2 略 3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区	(その他の給与) 第3条 略 2 略 3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、<u>6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の222.5</u>を乗じて得た

分に应じて、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。	額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。
4 略	4 略

第5条改正

高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例	
新	旧
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の217.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 3 略

第6条改正

高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例	
新	旧
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給場合には100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期

員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 3 略	末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 3 略
附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の高石市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。 (給与等の内払) 3 改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の高石市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。 4 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第5条の規定による改正前の高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。 (委任) 5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	

議案第 2 号

高石市立総合体育館条例の一部を改正する条例制定について

高石市立総合体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 指定管理者による利用料金の改定に係る必要な措置を講じるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市立総合体育館条例の一部を改正する条例

高石市立総合体育館条例（昭和56年高石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第8条関係）

高石市立総合体育館利用料金表

施設区分等			使用時間 午前 9 時～正午	正午～午後 3 時	午後 3 時～午後 6 時	午後 6 時～午後 9 時
アリーナ	団体	全面	8, 560円	8, 560円	8, 560円	11, 410円
		半面	4, 280円	4, 280円	4, 280円	5, 710円
	大人（高校生以上） 1 人		430円	430円	430円	570円
	小人（小・中学生） 1 人		160円	160円	160円	210円
トレーニング室	団体	全面	4, 280円	4, 280円	4, 280円	5, 710円
	大人（高校生以上） 1 人		430円	430円	430円	570円
	小人（小・中学生） 1 人		160円	160円	160円	210円
軽運動室	団体	全面	3, 210円	3, 210円	3, 210円	4, 280円
	大人（高校生以上） 1 人		320円	320円	320円	430円
	小人（小・中学生） 1 人		160円	160円	160円	210円
柔道場	団体	全面	3, 210円	3, 210円	3, 210円	4, 280円
	大人（高校生以上） 1 人		320円	320円	320円	430円
	小人（小・中学生） 1 人		160円	160円	160円	210円
多目的ホール 1	団体	全面	3, 210円	3, 210円	3, 210円	4, 280円
	大人（高校生以上） 1 人		320円	320円	320円	430円
	小人（小・中学生） 1 人		160円	160円	160円	210円
多目的ホール 2			2, 140円	2, 140円	2, 140円	2, 860円
附帯設備等			規則で定める額			

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 使用許可、当該使用許可に係る利用料金の徴収その他の行為は、この条例の施行前に

おいても行うことができる。

高石市立総合体育館条例新旧対照表

新							旧								
別表（第 8 条関係）							別表（第 8 条関係）								
高石市立総合体育館利用料金表							高石市立総合体育館利用料金表								
施設区分等			使用時間	午前 9 時～正	正午～午後 3	午後 3 時～午	午後 6 時～午	施設区分等			使用時間	午前 9 時～正	正午～午後 3	午後 3 時～午	午後 6 時～午
			午	時	後 6 時	後 9 時	午				時	後 6 時	後 9 時		
アリーナ	団体	全面	8,560円	8,560円	8,560円	11,410円	アリーナ	団体	全面	8,400円	8,400円	8,400円	11,200円		
		半面	4,280円	4,280円	4,280円	5,710円			団体	半面	4,200円	4,200円	4,200円	5,600円	
	大人（高校生以上） 1 人		430円	430円	430円	570円	大人（高校生以上） 1 人			420円	420円	420円	560円		
	小人（小・中学生） 1 人		160円	160円	160円	210円	小人（小・中学生） 1 人		150円	150円	150円	200円			
トレーニング室	団体	全面	4,280円	4,280円	4,280円	5,710円	トレーニング室	団体	全面	4,200円	4,200円	4,200円	5,600円		
	大人（高校生以上） 1 人		430円	430円	430円	570円		大人（高校生以上） 1 人		420円	420円	420円	560円		
	小人（小・中学生） 1 人		160円	160円	160円	210円		小人（小・中学生） 1 人		150円	150円	150円	200円		
軽運動室	団体	全面	3,210円	3,210円	3,210円	4,280円	軽運動室	団体	全面	3,150円	3,150円	3,150円	4,200円		
	大人（高校生以上） 1 人		320円	320円	320円	430円		大人（高校生以上） 1 人		310円	310円	310円	420円		
	小人（小・中学生） 1 人		160円	160円	160円	210円		小人（小・中学生） 1 人		150円	150円	150円	200円		
柔道場	団体	全面	3,210円	3,210円	3,210円	4,280円	柔道場	団体	全面	3,150円	3,150円	3,150円	4,200円		
	大人（高校生以上） 1 人		320円	320円	320円	430円		大人（高校生以上） 1 人		310円	310円	310円	420円		
	小人（小・中学生） 1 人		160円	160円	160円	210円		小人（小・中学生） 1 人		150円	150円	150円	200円		
多目的ホール 1	団体	全面	3,210円	3,210円	3,210円	4,280円	多目的ホール 1	団体	全面	3,150円	3,150円	3,150円	4,200円		
	大人（高校生以上） 1 人		320円	320円	320円	430円		大人（高校生以上） 1 人		310円	310円	310円	420円		
	小人（小・中学生） 1 人		160円	160円	160円	210円		小人（小・中学生） 1 人		150円	150円	150円	200円		
多目的ホール 2			2,140円	2,140円	2,140円	2,860円	多目的ホール 2			2,100円	2,100円	2,100円	2,800円		
附帯設備等			規則で定める額				附帯設備等			規則で定める額					
備考 略							備考 略								
附 則															
（施行期日）															
1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。															
（経過措置）															
2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金につい															

ては、なお従前の例による。 (準備行為) 3 使用許可、当該使用許可に係る利用料金の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。	
--	--

議案第 3 号

高石市立ふれあいゾーン複合センター条例の一部を改正する条例制定について

高石市立ふれあいゾーン複合センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 指定管理者による利用料金の改定に係る必要な措置を講じるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市立ふれあいゾーン複合センター条例の一部を改正する条例

高石市立ふれあいゾーン複合センター条例（昭和 61 年高石市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 ふれあい健康増進センター利用料金表温水プールの表普通料金の項及び夏期料金の項を次のように改める。

普通料金	個人	普通	大人（高校生以上）	1 人 1 回（2 時間）	530 円
				1 人 1 回（1 時間）	270 円
				超過 1 時間までごと	270 円
			小人（小・中学生）	1 人 1 回（2 時間）	260 円
				1 人 1 回（1 時間）	130 円
				超過 1 時間までごと	130 円
		回数カード	大人（高校生以上）	1 枚（2 時間 11 回）	5,300 円
				1 枚（1 時間 11 回）	2,700 円
	小人（小・中学生）	1 枚（2 時間 11 回）	2,600 円		
		1 枚（1 時間 11 回）	1,300 円		
団体	30 人以上		所定料金の 1 割引		
	50 人以上		所定料金の 2 割引		
	100 人以上		所定料金の 3 割引		
	専用		1 時間 1 コース 3,150 円		

夏期料金	個人	普通	大人（高校生以上）	1 人 1 回（2 時間）	320 円
				1 人 1 回（1 時間）	160 円
				超過 1 時間までごと	160 円
			小人（小・中学生）	1 人 1 回（2 時間）	150 円
				1 人 1 回（1 時間）	80 円
				超過 1 時間までごと	80 円
		回数カード	大人（高校生以上）	1 枚（2 時間 11 回）	3,200 円
				1 枚（1 時間 11 回）	1,600 円
	小人（小・中学生）	1 枚（2 時間 11 回）	1,500 円		
		1 枚（1 時間 11 回）	800 円		
団体	30 人以上		所定料金の 1 割引		
	50 人以上		所定料金の 2 割引		
	100 人以上		所定料金の 3 割引		
	専用		1 時間 1 コース 2,100 円		

別表第 2 健康増進ルームの表大人（高校生以上）の項を次のように改める。

大人（高校生以上）	1 人 1 回 630 円
-----------	---------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の別表第 2 に掲げる利用料金の額に基づいて発行された回数カードは、この条例による改正後の別表第 2 に掲げる利用料金の額に基づいて発行された回数カードとみなす。

高石市立ふれあいゾーン複合センター条例新旧対照表

新					旧						
別表第 2 （第20条関係） ふれあい健康増進センター利用料金表 温水プール					別表第 2 （第20条関係） ふれあい健康増進センター利用料金表 温水プール						
区分				利用料金		区分				利用料金	
普通料金	個人	普通	大人（高校生以上）	1 人 1 回（2 時間）	530円	個人	普通	大人（高校生以上）	1 人 1 回（2 時間）	500円	
				1 人 1 回（1 時間）	270円				1 人 1 回（1 時間）	250円	
				超過 1 時間までごと	270円				超過 1 時間までごと	250円	
			小人（小・中学生）	1 人 1 回（2 時間）	260円			小人（小・中学生）	1 人 1 回（2 時間）	240円	
				1 人 1 回（1 時間）	130円				1 人 1 回（1 時間）	120円	
				超過 1 時間までごと	130円				超過 1 時間までごと	120円	
		回数カード	大人（高校生以上）	1 枚（2 時間11回）	5,300円		回数カード	大人（高校生以上）	1 枚（2 時間11回）	5,000円	
				1 枚（1 時間11回）	2,700円				1 枚（1 時間11回）	2,500円	
			小人（小・中学生）	1 枚（2 時間11回）	2,600円			小人（小・中学生）	1 枚（2 時間11回）	2,400円	
				1 枚（1 時間11回）	1,300円				1 枚（1 時間11回）	1,200円	
	団体	30人以上		所定料金の 1 割引		団体	30人以上		所定料金の 1 割引		
		50人以上		所定料金の 2 割引			50人以上		所定料金の 2 割引		
		100人以上		所定料金の 3 割引			100人以上		所定料金の 3 割引		
		専用		1 時間 1 コース 3,150円			専用		1 時間 1 コース 3,000円		
夏期料金	個人	普通	大人（高校生以上）	1 人 1 回（2 時間）	320円	個人	普通	大人（高校生以上）	1 人 1 回（2 時間）	300円	
				1 人 1 回（1 時間）	160円				1 人 1 回（1 時間）	150円	
				超過 1 時間までごと	160円				超過 1 時間までごと	150円	
			小人（小・中学生）	1 人 1 回（2 時間）	150円			小人（小・中学生）	1 人 1 回（2 時間）	140円	
				1 人 1 回（1 時間）	80円				1 人 1 回（1 時間）	70円	
				超過 1 時間までごと	80円				超過 1 時間までごと	70円	
		回数カード	大人（高校生以上）	1 枚（2 時間11回）	3,200円		回数カード	大人（高校生以上）	1 枚（2 時間11回）	3,000円	
				1 枚（1 時間11回）	1,600円				1 枚（1 時間11回）	1,500円	
			小人（小・中学生）	1 枚（2 時間11回）	1,500円			小人（小・中学生）	1 枚（2 時間11回）	1,400円	
				1 枚（1 時間11回）	800円				1 枚（1 時間11回）	700円	
	団体	30人以上		所定料金の 1 割引		団体	30人以上		所定料金の 1 割引		
		50人以上		所定料金の 2 割引			50人以上		所定料金の 2 割引		
		100人以上		所定料金の 3 割引			100人以上		所定料金の 3 割引		

専用		1時間1コース	2,100円	専用		1時間1コース	2,000円
備考 略 健康増進ルーム				備考 略 健康増進ルーム			
区分		利用料金		区分		利用料金	
大人（高校生以上）		1人1回	630円	大人（高校生以上）		1人1回	600円
備考 略 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の別表第2に掲げる利用料金の額に基づいて発行された回数カードは、この条例による改正後の別表第2に掲げる利用料金の額に基づいて発行された回数カードとみなす。				備考 略			

議案第 4 号

高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について

高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 指定管理者による利用料金の改定に係る必要な措置を講じるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

高石市自転車駐車場条例（昭和 62 年高石市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を削る。

第 7 条の 2 第 1 項中「規則で定める駐車場について」を削り、同項後段を削り、同条を第 7 条とする。

第 8 条（見出しを含む。）中「使用料又は」を削る。

附則第 2 項中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条、第 7 条関係）

自転車駐車場利用料金表
（定期使用）

名称	区分	利用料金	
		1 月	3 月
高石駅第 1 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
高石駅第 2 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
高石駅東自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
	原動機付自転車	3,150円	8,490円
高石駅西第 1 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
高石駅西第 2 自転車駐車場	自転車	1,370円	3,670円
	原動機付自転車	2,620円	7,020円
高石駅西第 3 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
羽衣駅西第 1 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
	原動機付自転車	2,620円	7,020円
羽衣駅西第 2 自転車駐車場	自転車	2,100円 (1,370円)	5,660円 (3,670円)
	原動機付自転車	2,620円	7,020円
東羽衣駅自転車駐車場	自転車	2,100円 (1,370円)	5,660円 (3,670円)
	原動機付自転車	2,620円	7,020円
東羽衣駅第 2 自転車駐車場	自転車	1,370円	3,670円
	原動機付自転車	2,620円	7,020円
富木駅東自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
富木駅西自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
	原動機付自転車	2,620円	7,020円
高師浜駅自転車駐車場	自転車	1,370円	2,050円
	原動機付自転車	2,620円	3,930円
伽羅橋駅自転車駐車場	自転車	1,370円	2,050円

(一時使用)

使用区分	利用料金
自転車	110 円
原動機付自転車	210 円

備考

- 1 高石駅西第1自転車駐車場、高石駅西第3自転車駐車場、羽衣駅西第1自転車駐車場、東羽衣駅第2自転車駐車場及び富木駅東自転車駐車場の使用については、定期使用に限る。
- 2 () 内の定期使用の利用料金の額は、屋上部分に駐車する場合の利用料金の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表（定期使用の表に限る。）の規定は、有効期間の始期がこの条例の施行の日以後である定期使用許可に係る利用料金について適用し、有効期間の始期が同日前である定期使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に受けている定期使用許可については、第5条の規定により引き続き使用の許可を受けたものとみなす。

(準備行為)

- 4 定期使用許可、当該使用許可に係る利用料金の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

高石市自転車駐車場条例新旧対照表

新	旧																																																										
(利用料金) 第 7 条 使用者は、第 5 条の許可を受けたときは、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として別表に定める額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額を納付しなければならない。 2 略 (利用料金の還付) 第 8 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。 (1)・(2) 略 附 則 1 略 2 当分の間、高師浜駅自転車駐車場及び伽羅橋駅自転車駐車場の定期使用及び一時使用の<u>利用料金</u>については、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず無料とする。 <u>別表（第 4 条、第 7 条関係）</u> <u>自転車駐車場利用料金表</u> <u>(定期使用)</u> <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><th><u>1 月</u></th><th><u>3 月</u></th></tr><tr><td>高石駅第 1 自転車駐車場</td><td>自転車</td><td>2,100円</td><td>5,660円</td></tr><tr><td>高石駅第 2 自転車駐車場</td><td>自転車</td><td>2,100円</td><td>5,660円</td></tr><tr><td rowspan="2">高石駅東自転車駐車場</td><td>自転車</td><td>2,100円</td><td>5,660円</td></tr><tr><td>原動機付自転車</td><td>3,150円</td><td>8,490円</td></tr><tr><td>高石駅西第 1 自転車駐車場</td><td>自転車</td><td>2,100円</td><td>5,660円</td></tr><tr><td>高石駅西第 2 自転車駐車場</td><td>自転車</td><td>1,370円</td><td>3,670円</td></tr></table>	名称	区分	利用料金		<u>1 月</u>	<u>3 月</u>	高石駅第 1 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円	高石駅第 2 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円	高石駅東自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円	原動機付自転車	3,150円	8,490円	高石駅西第 1 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円	高石駅西第 2 自転車駐車場	自転車	1,370円	3,670円	<u>(使用料)</u> 第 7 条 使用者は、第 5 条の許可を受けたときは、別表に定める額を納付しなければならない。 <u>2 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (利用料金) 第 7 条の 2 使用者は、<u>規則で定める駐車場について</u>第 5 条の許可を受けたときは、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として別表に定める額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額を納付しなければならない。<u>この場合において、前条の規定は適用しない。</u> 2 略 <u>(使用料又は利用料金の還付)</u> 第 8 条 既納の使用料又は利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。 (1)・(2) 略 附 則 1 略 2 当分の間、高師浜駅自転車駐車場及び伽羅橋駅自転車駐車場の定期使用及び一時使用の<u>使用料</u>については、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず無料とする。 <u>別表（第 4 条、第 7 条、第 7 条の 2 関係）</u> <u>自転車駐車場使用料・利用料金表</u> <u>(定期使用)</u> <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料・利用料金</th></tr><tr><th><u>1 月</u></th><th><u>3 月</u></th></tr><tr><td>高石駅第 1 自転車駐車場</td><td>自転車</td><td>2,000円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td>高石駅第 2 自転車駐車場</td><td>自転車</td><td>2,000円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">高石駅東自転車駐車場</td><td>自転車</td><td>2,000円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td>原動機付自転車</td><td>3,000円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td>高石駅西第 1 自転車駐車場</td><td>自転車</td><td>2,000円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td>高石駅西第 2 自転車駐車場</td><td>自転車</td><td>1,300円</td><td>3,500円</td></tr></table>	名称	区分	使用料・利用料金		<u>1 月</u>	<u>3 月</u>	高石駅第 1 自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円	高石駅第 2 自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円	高石駅東自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円	原動機付自転車	3,000円	8,100円	高石駅西第 1 自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円	高石駅西第 2 自転車駐車場	自転車	1,300円	3,500円
名称			区分	利用料金																																																							
	<u>1 月</u>	<u>3 月</u>																																																									
高石駅第 1 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円																																																								
高石駅第 2 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円																																																								
高石駅東自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円																																																								
	原動機付自転車	3,150円	8,490円																																																								
高石駅西第 1 自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円																																																								
高石駅西第 2 自転車駐車場	自転車	1,370円	3,670円																																																								
名称	区分	使用料・利用料金																																																									
		<u>1 月</u>	<u>3 月</u>																																																								
高石駅第 1 自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円																																																								
高石駅第 2 自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円																																																								
高石駅東自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円																																																								
	原動機付自転車	3,000円	8,100円																																																								
高石駅西第 1 自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円																																																								
高石駅西第 2 自転車駐車場	自転車	1,300円	3,500円																																																								

	原動機付自転車	2,620円	7,020円
高石駅西第3自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
羽衣駅西第1自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
	原動機付自転車	2,620円	7,020円
羽衣駅西第2自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
		(1,370円)	(3,670円)
東羽衣駅自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
		(1,370円)	(3,670円)
東羽衣駅第2自転車駐車場	自転車	1,370円	3,670円
	原動機付自転車	2,620円	7,020円
富木駅東自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
富木駅西自転車駐車場	自転車	2,100円	5,660円
	原動機付自転車	2,620円	7,020円
高師浜駅自転車駐車場	自転車	1,370円	2,050円
	原動機付自転車	2,620円	3,930円
伽羅橋駅自転車駐車場	自転車	1,370円	2,050円

(一時使用)

使用区分	利用料金
自転車	110円
原動機付自転車	210円

備考

- 高石駅西第1自転車駐車場、高石駅西第3自転車駐車場、羽衣駅西第1自転車駐車場、東羽衣駅第2自転車駐車場及び富木駅東自転車駐車場の使用については、定期使用に限る。
- ()内の定期使用の利用料金の額は、屋上部分に駐車する場合の利用料金の額とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の別表（定期使用の表に限る。）の規定は、有効期間の始期がこの条例の施行の日以後である定期使用許可に係る利用料金について適用し、有効期間の始期が同日前である定期使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に受けている定期使用許可については、第5条の規定により引き続き使用の許可を受けたものとみなす。

	原動機付自転車	2,500円	6,700円
高石駅西第3自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円
羽衣駅西第1自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円
	原動機付自転車	2,500円	6,700円
羽衣駅西第2自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円
		(1,300円)	(3,500円)
東羽衣駅自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円
		(1,300円)	(3,500円)
東羽衣駅第2自転車駐車場	自転車	1,300円	3,500円
	原動機付自転車	2,500円	6,700円
富木駅東自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円
富木駅西自転車駐車場	自転車	2,000円	5,400円
	原動機付自転車	2,500円	6,700円
高師浜駅自転車駐車場	自転車	1,300円	1,950円
	原動機付自転車	2,500円	3,750円
伽羅橋駅自転車駐車場	自転車	1,300円	1,950円

(一時使用)

使用区分	使用料・利用料金
自転車	100円
原動機付自転車	200円

備考

- 高石駅西第1自転車駐車場、高石駅西第3自転車駐車場、羽衣駅西第1自転車駐車場、東羽衣駅第2自転車駐車場及び富木駅東自転車駐車場の使用については、定期使用に限る。
- ()内の定期使用の使用料・利用料金の額は、屋上部分に駐車場合の使用料・利用料金の額とする。

(準備行為)

4 定期使用許可、当該使用許可に係る利用料金の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 5 号

高石市下水道条例の一部を改正する条例制定について

高石市下水道条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 下水道排水設備工事責任技術者の登録等業務が大阪府下水道協会に一元化されることに伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市下水道条例の一部を改正する条例

高石市下水道条例（平成元年高石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「市長が適当と認めた機関が行う試験に合格した」を「大阪府下水道協会から下水道排水設備工事責任技術者の登録及び下水道排水設備工事責任技術者証の交付を受けている」に改め、同条第3項中「及び責任技術者」及び「それぞれ」を削る。

別表第1中

「

登録手数料	指定業者	1件につき	4,000円
	責任技術者	1件につき	2,000円

」

を

「

指定業者登録手数料	1件につき	4,000円
-----------	-------	--------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第12条の規定によりされている指定は、この条例による改正後の第12条の規定により引き続きされた指定とみなす。

高石市下水道条例新旧対照表

新	旧																				
(指定業者) 第 1 2 条 略 2 前項第 2 号に規定する責任技術者は、<u>大阪府下水道協会から下水道排水設備工事責任技術者の登録及び下水道排水設備工事責任技術者証の交付を受けている者</u>でなければならない。 3 指定業者は、市長に登録を申請し、証書の交付を受けなければならない。 4 略 別表第 1 (第13条関係) <table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>指定業者登録手数料</td><td>1 件につき 4,000円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第12条の規定によりされている指定は、この条例による改正後の第12条の規定により引き続きされた指定とみなす。	種類	金額	略		指定業者登録手数料	1 件につき 4,000円	略		(指定業者) 第 1 2 条 略 2 前項第 2 号に規定する責任技術者は、<u>市長が適当と認めた機関が行う試験に合格した者</u>でなければならない。 3 指定業者<u>及び責任技術者</u>は、<u>それぞれ</u>市長に登録を申請し、証書の交付を受けなければならない。 4 略 別表第 1 (第13条関係) <table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>登録手数料</td><td></td></tr><tr><td>指定業者</td><td>1 件につき 4,000円</td></tr><tr><td>責任技術者</td><td>1 件につき 2,000円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	種類	金額	略		登録手数料		指定業者	1 件につき 4,000円	責任技術者	1 件につき 2,000円	略	
種類	金額																				
略																					
指定業者登録手数料	1 件につき 4,000円																				
略																					
種類	金額																				
略																					
登録手数料																					
指定業者	1 件につき 4,000円																				
責任技術者	1 件につき 2,000円																				
略																					

議案第 6 号

高石市立老人保健施設条例等の一部を改正する条例制定について

高石市立老人保健施設条例等の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 指定管理者による利用料金の改定に係る必要な措置等を講じるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市立老人保健施設条例等の一部を改正する条例

(高石市立老人保健施設条例の一部改正)

第1条 高石市立老人保健施設条例（平成10年高石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表文書料1通につきの項を次のように改める。

文書料	各種診断書 1通につき 1,100 円
	その他文書 1通につき 550 円

(高石市立診療センター条例の一部改正)

第2条 高石市立診療センター条例（平成14年高石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表を次のように改める。

種別	単位	金額
1日検診（基本）	1回	47,300 円
生命保険等に係る診断書又は証明書	1通	3,300 円
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係る診断書又は証明書		
その他の診断書又は証明書	1通	2,200 円

(高石市立母子健康センター条例の一部改正)

第3条 高石市立母子健康センター条例（平成14年高石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表利用料金の表証明書の項中「2,100 円」を「2,200 円」に改め、同表産科医療補償保険料の項中「1新生児につき 30,000 円」を「産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高石市立老人保健施設条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第 1 条改正

高石市立老人保健施設条例			
新		旧	
(利用料金)		(利用料金)	
第 8 条 略		第 8 条 略	
2 略		2 略	
利用料金の種類	利用料金の額		
略			
文書料	各種診断書	1 通につき	1,100円
	その他文書	1 通につき	550円
略			

利用料金の種類	利用料金の額		
略			
文書料 1 通につき	各種診断書	1,000円	
	その他文書	500円	
略			

第 2 条改正

高石市立診療センター条例			
新		旧	
(利用料金等)		(利用料金等)	
第 4 条 略		第 4 条 略	
2 略		2 略	
種別	単位	金額	
1 日検診（基本）	1 回	47,300円	
生命保険等に係る診断書又は証明書	1 通	3,300円	
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係る診断書又は証明書	1 通		
その他の診断書又は証明書		2,200円	

種別	単位	金額	
1 日検診（基本）	1 回	45,150円	
1 泊検診（基本）	1 回	57,750円	
脳ドック検診	1 回	47,250円	
乳がん検診	1 回	4,200円	
子宮がん検診	1 回	4,200円	
生命保険等に係る診断書又は証明書	1 通	3,150円	
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係る診断書又は証明書	1 通		
その他の診断書又は証明書		2,100円	

	備考 1 日検診（基本）と脳ドック検診を併せて受診した場合の利用料金は、68,250円とする。		
第 3 条改正			
高石市立母子健康センター条例			
新		旧	
別表（第 6 条関係） 利用料金		別表（第 6 条関係） 利用料金	
区分	金額	区分	金額
略		略	
証明書	1 通につき 2,200円	証明書	1 通につき 2,100円
略		略	
産科医療補償保険料	産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額	産科医療補償保険料	1 新生児につき 30,000円
備考 略		備考 略	
附 則 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。			

議案第 7 号

たかいし市民文化会館条例の一部を改正する条例制定について

たかいし市民文化会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 指定管理者による利用料金の改定に係る必要な措置を講じるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

たかいし市民文化会館条例の一部を改正する条例

たかいし市民文化会館条例（平成14年高石市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条、第22条関係）

（単位：円）

施設の名称等			使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	超過時間
			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	1時間ごと	
市民文化ホール	大ホール	平日	28,290	39,810	46,100	62,860	78,580	104,770	11,530	
		土曜日、日曜日、休日	34,580	48,190	54,480	75,430	94,290	125,720	13,620	
	小ホール	平日	5,240	7,340	8,910	11,530	14,670	19,910	2,100	
		土曜日、日曜日、休日	6,290	8,910	11,000	13,620	17,810	24,100	2,620	
	楽屋	楽屋1	530	740	840	1,260	1,580	2,100	210	
		楽屋2	1,050	1,470	1,680	2,520	3,150	4,190	420	
		楽屋3	1,260	1,890	2,100	3,150	3,980	5,240	530	
		楽屋4	1,050	1,470	1,680	2,520	3,150	4,190	420	
		楽屋5	840	1,050	1,260	1,890	2,310	3,150	320	
	会議室	全体	平日	1時間当たり					1,050	1,050
			土曜日、日曜日、休日						1,260	1,260
		分割1室	平日						530	530
			土曜日、日曜日、休日						630	630
生涯学習	ギャラリー	全体	平日	7,550	10,900	11,740	18,440	22,630	30,180	2,940
		土曜日、日曜日、休日	9,220	12,580	13,410	21,790	25,980	35,200	3,360	

セ ン タ ー		1 区 画	平日	950	1,370	1,470	2,310	2,830	3,780	420
			土曜日、 日曜日、 休日	1,160	1,580	1,680	2,730	3,250	4,400	530
	サブギャラリー	平日	1,050	1,470	1,680	2,520	3,150	4,190	420	
		土曜日、 日曜日、 休日	1,260	1,890	2,100	3,150	3,980	5,240	530	
	音楽室	平日	1 時間当たり						630	630
		土曜日、 日曜日、 休日							840	840
	キッズルーム	平日	1 人 1 時間当たり						510	510
		土曜日、 日曜日、 休日							620	620
	子育て支援ルー ム	平日	一時預かり児童 1 人 1 時間当たり						720	720
		土曜日、 日曜日、 休日							820	820
	附帯設備等			規則で定める額						

備考

- 1 使用時間とは、会場の準備、リハーサル、観客等の入退場及び後始末に要する時間の合計をいう。
- 2 平日とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいい、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 大ホール、小ホール、会議室（単独使用をする場合に限る。）、ギャラリー、サブギャラリー又は音楽室を使用する場合で、明らかに営利宣伝の目的で使用するとき、又は入場料（入場料、会費、会場整理費その他、名称のいかんにかかわらず、入場することに関し徴収する入場の対価をいう。）の額（2種類以上の異なる定めがあるときは、その最高額とする。）が2,000円を超えるときは、利用料金（附帯設備等の利用料金を除く。以下同じ。）の5割を乗じて得た額を加算する。
- 4 一時預かり児童とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する事業又はこれに準じた事業を受ける児童をいう。
- 5 この条例により指定管理者に管理させる施設のうち、この表に定めのないものの利用料金の額については、この表の額を参考にあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年12月31日において既になされている使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 使用許可、当該使用許可に係る利用料金の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

たかいし市民文化会館条例新旧対照表

新										旧															
別表（第13条、第22条関係）										別表（第13条、第22条関係）															
(単位：円)										(単位：円)															
施設の名称等			使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	超過時間	施設の名称等			使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	超過時間				
			午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時	1時間ごと	午前9時 ～正午				午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時	1時間ごと						
市民文化ホール	大ホール	平日	28,290	39,810	46,100	62,860	78,580	104,770	11,530	大ホール		平日	27,000	38,000	44,000	60,000	75,000	100,000	11,000						
		土曜日、日曜日、休日	34,580	48,190	54,480	75,430	94,290	125,720	13,620			土曜日、日曜日、休日	33,000	46,000	52,000	72,000	90,000	120,000	13,000						
	小ホール	平日	5,240	7,340	8,910	11,530	14,670	19,910	2,100	小ホール		平日	5,000	7,000	8,500	11,000	14,000	19,000	2,000						
		土曜日、日曜日、休日	6,290	8,910	11,000	13,620	17,810	24,100	2,620			土曜日、日曜日、休日	6,000	8,500	10,500	13,000	17,000	23,000	2,500						
	楽屋	楽屋1	530	740	840	1,260	1,580	2,100	210	楽屋		楽屋1	500	700	800	1,200	1,500	2,000	200						
		楽屋2	1,050	1,470	1,680	2,520	3,150	4,190	420			楽屋2	1,000	1,400	1,600	2,400	3,000	4,000	400						
		楽屋3	1,260	1,890	2,100	3,150	3,980	5,240	530			楽屋3	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800	5,000	500						
		楽屋4	1,050	1,470	1,680	2,520	3,150	4,190	420			楽屋4	1,000	1,400	1,600	2,400	3,000	4,000	400						
		楽屋5	840	1,050	1,260	1,890	2,310	3,150	320			楽屋5	800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000	300						
	会議室	全体	平日	1時間当たり					1,050	1,050	会議室	全体	平日	1時間当たり					1,000	1,000					
			土曜日、日曜日、休日						1,260	1,260			土曜日、日曜日、休日						1,200	1,200					
		分割1室	平日						530	530	分割1室	平日						500	500						
			土曜日、日曜日、休日						630	630		土曜日、日曜日、休日						600	600						
	生涯学習	ギャラリー	平日	7,550	10,900	11,740	18,440	22,630	30,180	2,940	ギャラリー	全体	平日	7,200	10,400	11,200	17,600	21,600	28,800	2,800					
			土曜日、日曜日、	9,220	12,580	13,410	21,790	25,980	35,200	3,360			土曜日、日曜日、	8,800	12,000	12,800	20,800	24,800	33,600	3,200					

習 セ ン タ ー		休日								
	1 区	平日	950	1,370	1,470	2,310	2,830	3,780	420	
	画	土曜日、	1,160	1,580	1,680	2,730	3,250	4,400	530	
		日曜日、 休日								
	サブギャラリー	平日	1,050	1,470	1,680	2,520	3,150	4,190	420	
		土曜日、	1,260	1,890	2,100	3,150	3,980	5,240	530	
		日曜日、								
		休日								
	音楽室	平日	1 時間当たり						630	630
		土曜日、							840	840
		日曜日、 休日								
	キッズルーム	平日	1 人 1 時間当たり						510	510
		土曜日、							620	620
		日曜日、 休日								
	子育て支援ル ム	平日	一時預かり児童 1 人 1 時間当たり						720	720
		土曜日、							820	820
		日曜日、 休日								
	附帯設備等			規則で定める額						

備考

- 1 使用時間とは、会場の準備、リハーサル、観客等の入退場及び後始末に要する時間の合計をいう。
- 2 平日とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいい、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 大ホール、小ホール、会議室（単独使用をする場合に限る。）、ギャラリー、サブギャラリー又は音楽室を使用する場合で、明らかに営利宣伝の目的で使用するとき、又は入場料（入場料、会費、会場整理費その他、名称のいかんにかかわらず、入場することに関し徴収する入場の対価をいう。）の額（2 種類以上の異なる定めがあるときは、その最高額とする。）が2,000円を超えるときは、利用料金（附帯設備等の利用料金を除く。以下同じ。）の5割を乗じて得た額を加算する。
- 4 一時預かり児童とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する事業又はこれに準じた事業を受ける児童をいう。
- 5 この条例により指定管理者に管理させる施設のうち、この表に定めのないものの利

習 セ ン タ ー		休日								
	1 区	平日	900	1,300	1,400	2,200	2,700	3,600	400	
	画	土曜日、	1,100	1,500	1,600	2,600	3,100	4,200	500	
		日曜日、 休日								
	サブギャラリー	平日	1,000	1,400	1,600	2,400	3,000	4,000	400	
		土曜日、	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800	5,000	500	
		日曜日、								
		休日								
	音楽室	平日	1 時間当たり						600	600
		土曜日、							800	800
		日曜日、 休日								
	キッズルーム	平日	1 人 1 時間当たり						500	500
		土曜日、							600	600
		日曜日、 休日								
	子育て支援ル ム	平日	一時預かり児童 1 人 1 時間当たり						700	700
		土曜日、							800	800
日曜日、 休日										
附帯設備等			規則で定める額							

備考

- 1 使用時間とは、会場の準備、リハーサル、観客等の入退場及び後始末に要する時間の合計をいう。
- 2 平日とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいい、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 大ホール、小ホール、会議室（単独使用をする場合に限る。）、ギャラリー、サブギャラリー又は音楽室を使用する場合で、明らかに営利宣伝の目的で使用するとき、又は入場料（入場料、会費、会場整理費その他、名称のいかんにかかわらず、入場することに関し徴収する入場の対価をいう。）の額（2 種類以上の異なる定めがあるときは、その最高額とする。）が2,000円を超えるときは、利用料金（附帯設備等の利用料金を除く。以下同じ。）の5割を乗じて得た額を加算する。
- 4 この表に基づいて算出された利用料金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 5 一時預かり児童とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定

<u>用料金の額については、この表の額を参考にあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。</u> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 3 前項の規定にかかわらず、令和元年12月31日において既になされている使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。 (準備行為) 4 使用許可、当該使用許可に係る利用料金の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。	<u>する事業又はこれに準じた事業を受ける児童をいう。</u> 6 <u>この条例により指定管理者に管理させる施設のうち、この表に定めのないものの利用料金の額については、この表の額を参考にあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。</u>
--	--

議案第 8 号

高石市自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定について

高石市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 指定管理者による利用料金の改定に係る必要な措置を講じるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

高石市自動車駐車場条例（平成14年高石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

第14条中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	利用料金の額	
時間内使用	30分までごとに 110円	
時間外使用	1回 1,100円	
回数券	30分券	11枚組 1,100円
		120枚組 11,000円
		10,000枚組 660,000円
	60分券	11枚組 2,200円
		120枚組 22,000円
		10,000枚組 1,320,000円
	90分券	11枚組 3,300円
		120枚組 33,000円
		10,000枚組 1,980,000円
定期券	1月 12,580円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に発行されている回数券については、「100円券」は「30分券」と、「200円券」は「60分券」と、「300円券」は「90分券」とみなし、この条例の施行後も引き続き使用することができるものとする。

（準備行為）

- 3 定期券の発行、定期券に係る利用料金の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

高石市自動車駐車場条例新旧対照表

新	旧																																																		
(<u>利用料金</u>の徴収) 第 6 条 <u>利用料金</u>は、使用者から自動車を出場させる際に徴収する。ただし、前条第 2 項に規定する回数券又は定期券に係る<u>利用料金</u>については、回数券又は定期券の発行の際に徴収する。 (<u>利用料金</u>の不徴収) 第 7 条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第 1 項に規定する緊急自動車を駐車させる場合においては、<u>利用料金</u>を徴収しない。 (損害賠償) 第 1 4 条 駐車場の構造又は設備その他の物件を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、市長又は<u>指定管理者</u>の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 <u>別表（第 5 条関係）</u> <table><tr><th>区分</th><th colspan="2"><u>利用料金の額</u></th></tr><tr><td><u>時間内使用</u></td><td colspan="2">30分までごとに 110円</td></tr><tr><td><u>時間外使用</u></td><td colspan="2">1 回 1,100円</td></tr><tr><td rowspan="9"><u>回数券</u></td><td rowspan="3">30分券</td><td>11枚組 1,100円</td></tr><tr><td>120枚組 11,000円</td></tr><tr><td>10,000枚組 660,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">60分券</td><td>11枚組 2,200円</td></tr><tr><td>120枚組 22,000円</td></tr><tr><td>10,000枚組 1,320,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">90分券</td><td>11枚組 3,300円</td></tr><tr><td>120枚組 33,000円</td></tr><tr><td>10,000枚組 1,980,000円</td></tr><tr><td><u>定期券</u></td><td colspan="2">1 月 12,580円</td></tr></table> 備考 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。	区分	<u>利用料金の額</u>		<u>時間内使用</u>	30分までごとに 110円		<u>時間外使用</u>	1 回 1,100円		<u>回数券</u>	30分券	11枚組 1,100円	120枚組 11,000円	10,000枚組 660,000円	60分券	11枚組 2,200円	120枚組 22,000円	10,000枚組 1,320,000円	90分券	11枚組 3,300円	120枚組 33,000円	10,000枚組 1,980,000円	<u>定期券</u>	1 月 12,580円		(<u>使用料</u>の徴収) 第 6 条 <u>使用料</u>は、使用者から自動車を出場させる際に徴収する。ただし、前条第 2 項に規定する回数券又は定期券に係る<u>使用料</u>については、回数券又は定期券の発行の際に徴収する。 (<u>使用料</u>の不徴収) 第 7 条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第 1 項に規定する緊急自動車を駐車させる場合においては、<u>使用料</u>を徴収しない。 (損害賠償) 第 1 4 条 駐車場の構造又は設備その他の物件を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 <u>別表（第 5 条関係）</u> <table><tr><th>区分</th><th colspan="2"><u>利用料金の額</u></th></tr><tr><td><u>時間内使用</u></td><td colspan="2">30分までごとに 100円</td></tr><tr><td><u>時間外使用</u></td><td colspan="2">1 回 1,000円</td></tr><tr><td rowspan="9"><u>回数券</u></td><td rowspan="3">100円券</td><td>11枚組 1,000円</td></tr><tr><td>120枚組 10,000円</td></tr><tr><td>10,000枚組 600,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">200円券</td><td>11枚組 2,000円</td></tr><tr><td>120枚組 20,000円</td></tr><tr><td>10,000枚組 1,200,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">300円券</td><td>11枚組 3,000円</td></tr><tr><td>120枚組 30,000円</td></tr><tr><td>10,000枚組 1,800,000円</td></tr><tr><td><u>定期券</u></td><td colspan="2">1 月 12,000円</td></tr></table> 備考 略	区分	<u>利用料金の額</u>		<u>時間内使用</u>	30分までごとに 100円		<u>時間外使用</u>	1 回 1,000円		<u>回数券</u>	100円券	11枚組 1,000円	120枚組 10,000円	10,000枚組 600,000円	200円券	11枚組 2,000円	120枚組 20,000円	10,000枚組 1,200,000円	300円券	11枚組 3,000円	120枚組 30,000円	10,000枚組 1,800,000円	<u>定期券</u>	1 月 12,000円	
区分	<u>利用料金の額</u>																																																		
<u>時間内使用</u>	30分までごとに 110円																																																		
<u>時間外使用</u>	1 回 1,100円																																																		
<u>回数券</u>	30分券	11枚組 1,100円																																																	
		120枚組 11,000円																																																	
		10,000枚組 660,000円																																																	
	60分券	11枚組 2,200円																																																	
		120枚組 22,000円																																																	
		10,000枚組 1,320,000円																																																	
	90分券	11枚組 3,300円																																																	
		120枚組 33,000円																																																	
		10,000枚組 1,980,000円																																																	
<u>定期券</u>	1 月 12,580円																																																		
区分	<u>利用料金の額</u>																																																		
<u>時間内使用</u>	30分までごとに 100円																																																		
<u>時間外使用</u>	1 回 1,000円																																																		
<u>回数券</u>	100円券	11枚組 1,000円																																																	
		120枚組 10,000円																																																	
		10,000枚組 600,000円																																																	
	200円券	11枚組 2,000円																																																	
		120枚組 20,000円																																																	
		10,000枚組 1,200,000円																																																	
	300円券	11枚組 3,000円																																																	
		120枚組 30,000円																																																	
		10,000枚組 1,800,000円																																																	
<u>定期券</u>	1 月 12,000円																																																		

(経過措置) 2 この条例の施行の際現に発行されている回数券については、「100円券」は「30分券」と、「200円券」は「60分券」と、「300円券」は「90分券」とみなし、この条例の施行後も引き続き使用することができるものとする。 (準備行為) 3 定期券の発行、定期券に係る利用料金の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。	
--	--

議案第9号

令和元年度高石市一般会計補正予算

令和元年度高石市一般会計補正予算

令和元年度の高石市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 100,771 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,363,721 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年11月29日提出
高石市長 阪 口 伸 六

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		4,496,619	71,229	4,567,848
	1. 国庫負担金	3,593,574	71,229	3,664,803
17. 寄附金		23,610	3,000	26,610
	1. 寄附金	23,610	3,000	26,610
18. 繰入金		1,180,001	26,542	1,206,543
	2. 基金繰入金	1,164,564	26,542	1,191,106
歳 入 合 計		26,262,950	100,771	26,363,721

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		255,936	190	256,126
	1. 議会費	255,936	190	256,126
2. 総務費		1,823,451	△2,015	1,821,436
	1. 総務管理費	1,325,805	29	1,325,834
	2. 徴税費	227,448	580	228,028
	3. 戸籍住民基本台帳費	137,533	△2,624	134,909
3. 民生費		10,456,366	100,005	10,556,371
	1. 社会福祉費	4,464,172	105	4,464,277
	2. 児童福祉費	4,140,171	4,928	4,145,099
	3. 生活保護費	1,851,826	94,972	1,946,798
4. 衛生費		1,868,885	1,608	1,870,493
	1. 保健衛生費	1,159,707	690	1,160,397
	2. 清掃費	709,178	918	710,096
7. 商工費		487,711	205	487,916
	1. 商工費	487,711	205	487,916
8. 土木費		3,741,423	2,321	3,743,744
	1. 土木管理費	193,802	△3,012	190,790
	2. 道路橋りょう費	299,664	3,448	303,112
	5. 都市計画費	3,190,701	1,885	3,192,586
9. 消防費		761,331	2,681	764,012
	1. 消防費	761,331	2,681	764,012
10. 教育費		2,210,643	△7,224	2,203,419
	1. 教育総務費	387,625	△4,669	382,956
	5. 社会教育費	581,775	△2,555	579,220

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12. 諸支出金		100,233	3,000	103,233
	1. 諸支出金	100,233	3,000	103,233
歳 出	合 計	26,262,950	100,771	26,363,721

第 2 表 債務負担行為補正

1. 債務負担行為の追加

事 項	期 間	限 度 額
高石市地域防災計画修正等事業	令和元年度から令和2年度	18,500 千円
高石市立老人福祉センター指定管理者委託事業	令和2年度から令和4年度	148,545 千円
中学校体育館空調設備設置工事 実施設計委託事業	令和元年度から令和2年度	17,556 千円
高石市立総合体育館等指定管理者委託事業	令和2年度から令和6年度	213,500 千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	4,496,619	71,229	4,567,848
17. 寄附金	23,610	3,000	26,610
18. 繰入金	1,180,001	26,542	1,206,543
歳入合計	26,262,950	100,771	26,363,721

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1. 議会費	255,936	190	256,126	0	0	0	0	190
2. 総務費	1,823,451	△2,015	1,821,436	0	0	0	0	△2,015
3. 民生費	10,456,366	100,005	10,556,371	71,229	0	0	0	28,776
4. 衛生費	1,868,885	1,608	1,870,493	0	0	0	0	1,608
7. 商工費	487,711	205	487,916	0	0	0	0	205
8. 土木費	3,741,423	2,321	3,743,744	0	0	0	0	2,321
9. 消防費	761,331	2,681	764,012	0	0	0	0	2,681
10. 教育費	2,210,643	△7,224	2,203,419	0	0	0	0	△7,224
12. 諸支出金	100,233	3,000	103,233	0	0	0	3,000	0
歳 出 合 計	26,262,950	100,771	26,363,721	71,229	0	0	3,000	26,542

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫負担金	3,585,369	71,229	3,656,598	5. 生活保護費負担金	71,229	生活保護費負担金 71,229
計	3,593,574	71,229	3,664,803			

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

1. 指定寄附金	23,610	3,000	26,610	1. 指定寄附金	3,000	教育指定寄附金 3,000
計	23,610	3,000	26,610			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

8. 財政調整基金繰入金	851,865	26,542	878,407	1. 財政調整基金繰入金	26,542	財政調整基金繰入金 26,542
計	1,164,564	26,542	1,191,106			

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 議会費	255,936	190	256,126					190	2. 給料	50	事務局費 190
									3. 職員手当等	140	2 給料 50 一般職給 50 3 職員手当等 140 地域手当 10 期末手当 10 勤勉手当 120
計	255,936	190	256,126					190			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	740,054	△1	740,053					△1	2. 給料	△549	一般管理費 △1
									3. 職員手当等	849	2 給料 △549 一般職給 △549 3 職員手当等 849 地域手当 △67 期末手当 175 勤勉手当 741 4 共済費 △301 共済組合負担金 △301
									4. 共済費	△301	
11. 公平委員会費	11,332	30	11,362					30	3. 職員手当等	30	公平委員会費 30 3 職員手当等 30 勤勉手当 30
計	1,325,805	29	1,325,834					29			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	153,473	580	154,053					580	2. 給料	250	税務総務費 580
									3. 職員手当等	330	2 給料 250 一般職給 250 3 職員手当等 330 地域手当 30 期末手当 100 勤勉手当 200
計	227,448	580	228,028					580			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	137,533	△2,624	134,909					△2,624	2. 給料	△1,202	戸籍費 △2,624
									3. 職員手当等	△1,032	2 給料 △1,202 一般職給 △1,202 3 職員手当等 △1,032 地域手当 △175 管理職手当 △263 期末手当 △372 勤勉手当 △222 4 共済費 △390 共済組合負担金 △390
									4. 共済費	△390	
計	137,533	△2,624	134,909					△2,624			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	2,438,233	105	2,438,338					105	2. 給料	40	社会福祉総務費 105
									3. 職員手当等	65	2 給料 40 一般職給 40 3 職員手当等 65

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
											地域手当 5
											期末手当 10
											勤勉手当 50
計	4,464,172	105	4,464,277					105			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	1,748,724	4,928	1,753,652					4,928	2. 給料	2,691	児童福祉総務費 4,928
											2 給料 2,691
									3. 職員手当等	2,237	一般職給 2,691
											3 職員手当等 2,237
											扶養手当 132
											地域手当 315
											管理職手当 383
											期末手当 790
											勤勉手当 617
計	4,140,171	4,928	4,145,099					4,928			

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

2. 扶助費	1,765,405	94,972	1,860,377	71,229				23,743	20. 扶助費	94,972	扶助費 94,972
											20 扶助費 94,972
											医療扶助費 94,972
計	1,851,826	94,972	1,946,798	71,229				23,743			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源					区 分	金 額		
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他					
4. 環境緑化費	70,036	225	70,261					225	2. 給料	100	環境緑化総務費 225	
									3. 職員手当等	125	2 給料	100
											一般職給	100
											3 職員手当等	125
											地域手当	5
											期末手当	20
勤勉手当	100											
5. 環境対策費	35,765	465	36,230					465	2. 給料	150	環境対策費 465	
									3. 職員手当等	315	2 給料	150
											一般職給	150
											3 職員手当等	315
											扶養手当	150
											地域手当	55
期末手当	10											
勤勉手当	100											
計	1,159,707	690	1,160,397					690				

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 清掃総務費	309,303	918	310,221					918	2. 給料	693	清掃総務費 918
									3. 職員手当等	225	2 給料 693
											一般職給 693
											3 職員手当等 225
											地域手当 55
											期末手当 70
計	709,178	918	710,096					918			勤勉手当 100

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	48,310	205	48,515					205	2. 給料	40	商工総務費 205
									3. 職員手当等	165	2 給料 40 一般職給 40 3 職員手当等 165 地域手当 5 期末手当 10 勤勉手当 150
計	487,711	205	487,916					205			

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	111,158	△3,012	108,146					△3,012	2. 給料	△1,572	土木総務費 △3,012
									3. 職員手当等	△769	2 給料 △1,572 一般職給 △1,572 3 職員手当等 △769 扶養手当 210 地域手当 △180 住居手当 △342 通勤手当 100 期末手当 △347 勤勉手当 △210 4 共済費 △671 共済組合負担金 △671
									4. 共済費	△671	
計	193,802	△3,012	190,790					△3,012			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分		金 額		
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他					
1. 道路橋りょう総務費	43,080	230	43,310					230	2. 給料	50	道路橋りょう総務費	230
									3. 職員手当等	180	2 給料	50
											一般職給	50
											3 職員手当等	180
											地域手当	10
3. 道路新設改良費	192,667	3,218	195,885					3,218	15. 工事請負費	3,218	交通安全施設費	3,218
											15 工事請負費	3,218
											交通安全施設等設置工事費	
												3,218
計	299,664	3,448	303,112					3,448				

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

1. 都市計画総務費	44,257	1,895	46,152					1,895	2. 給料	1,363	都市計画総務費	1,895																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
									3. 職員手当等	532	2 給料	1,363																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
											一般職給	1,363																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
											3 職員手当等	532																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
											地域手当	152																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
											通勤手当	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
											管理職手当 126 住居手当 179 通勤手当 △231 期末手当 10 勤勉手当 200
計	3, 190, 701	1, 885	3, 192, 586					1, 885			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

4. 災害対策費	71,204	2,681	73,885					2,681	2. 給料	1,267	災害対策費 2,681
									3. 職員手当等	1,414	2 給料 1,267 一般職給 1,267
											3 職員手当等 1,414 地域手当 205 管理職手当 449 期末手当 410 勤勉手当 350
計	761,331	2,681	764,012					2,681			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	227,548	△4,669	222,879					△4,669	2. 給料	△1,903	事務局費 △4,669
									3. 職員手当等	△1,496	2 給料 △1,903 一般職給 △1,903
											3 職員手当等 △1,496 地域手当 △217 期末手当 △737 勤勉手当 △542
									4. 共済費	△1,270	4 共済費 △1,270

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
											共済組合負担金 △1,270
計	387,625	△4,669	382,956					△4,669			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

1. 社会教育総務費	161,788	△2,555	159,233					△2,555	2. 給料	△1,037	社会教育総務費	△2,555
									3. 職員手当等	△987	2 給料	△1,037
									4. 共済費	△531	一般職給	△1,037
											3 職員手当等	△987
											地域手当	△159
											管理職手当	△284
											期末手当	△326
											勤勉手当	△218
											4 共済費	△531
											共済組合負担金	△531
計	581,775	△2,555	579,220					△2,555				

(款) 12. 諸支出金 (項) 1. 諸支出金

1. 基金費	100,233	3,000	103,233				3,000		25. 積立金	3,000	財政調整基金費	3,000
											25 積立金	3,000
											財政調整基金積立金	3,000
計	100,233	3,000	103,233				3,000					

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当	地域手当	その他手当	計			
補 正 後	長 等	人 5	千円 -	千円 36,840	千円 17,984	千円 4,053	千円 21,098	千円 79,975	千円 9,925	千円 89,900	
	議 員	16	100,920	-	43,901	-	-	144,821	37,049	181,870	
	その他	575	218,884	-	-	-	-	218,884	-	218,884	
	計	596	319,804	36,840	61,885	4,053	21,098	443,680	46,974	490,654	
補 正 前	長 等	4	-	36,840	17,789	4,053	21,098	79,780	9,925	89,705	
	議 員	16	100,920	-	43,901	-	-	144,821	37,049	181,870	
	その他	575	218,884	-	-	-	-	218,884	-	218,884	
	計	595	319,804	36,840	61,690	4,053	21,098	443,485	46,974	490,459	
比 較	長 等	1	-	0	195	0	0	195	0	195	
	議 員	0	0	-	0	-	-	0	0	0	
	その他	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
	計	1	0	0	195	0	0	195	0	195	

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (24) 311	千円 -	千円 1,219,779	千円 963,222	千円 2,183,001	千円 455,608	千円 2,638,609	
補正前	(24) 311	-	1,219,248	961,204	2,180,452	458,771	2,639,223	
比 較	(0) 0	-	531	2,018	2,549	△ 3,163	△ 614	

()内は再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	34,517	143,836	51,044	19,525	23,839	310,333	226,178
	補正前	34,429	143,777	50,633	19,688	23,870	310,505	224,352
	比 較	88	59	411	△ 163	△ 31	△ 172	1,826

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	千円 531	千円 給与改定に伴う増減分 1,380	給与改定に伴う増	給与改定の状況 給与改定率 0.1% 給与改定実施時期 平成31年4月1日
		千円 その他の増減分 △ 849	異動等に伴う減	△ 849 千円
職員手当	千円 2,018	千円 制度改正に伴う増減分 4,420	制度改正に伴う増	地域手当 160 千円 期末手当 550 千円 勤勉手当 3,710 千円
		千円 その他の増減分 △ 2,402	異動等に伴う増	扶養手当 88 千円 管理職手当 411 千円
			異動等に伴う減	地域手当 △ 101 千円 住居手当 △ 163 千円 通勤手当 △ 31 千円 期末手当 △ 722 千円 勤勉手当 △ 1,884 千円

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
令和元年10月1日現在	平 均 給 料 月 額 312,288 円
	平 均 給 与 月 額 403,191 円
	平 均 年 齢 43.2 歳
令和元年7月1日現在	平 均 給 料 月 額 312,491 円
	平 均 給 与 月 額 390,298 円
	平 均 年 齢 43.0 歳

初 任 給

区 分	一 般 職	国の制度 行 政 職
高 校 卒	160,100 円	一般職 150,600 円
大 学 卒	188,700	一般職 182,200

級別職員数

区 分	一 般 職			
	級	標 準 的 な 職 務 内 容	職 員 数	構 成 比
令和元年10月1日現在	7	参与・部長・理事	10 人	3.3 %
	6	次長・課長・参事	38	12.3
	5	課長代理・主幹	43	14.0
	4	係長・主査	45	14.7
	3	主任	87	28.2
	2	主事	47	15.2
	1	主事	38	12.3
	計		308	100.0
令和元年7月1日現在	7	参与・部長・理事	9 人	2.9 %
	6	次長・課長・参事	38	12.3
	5	課長代理・主幹	44	14.2
	4	係長・主査	46	14.9
	3	主任	87	28.2
	2	主事	47	15.2
	1	主事	38	12.3
	計		309	100.0

期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
補正後	2.225 月分 (1.175 月分)	2.275 月分 (1.175 月分)	4.5 月分 (2.35 月分)	有	
補正前	2.225 月分 (1.175 月分)	2.225 月分 (1.175 月分)	4.45 月分 (2.35 月分)	有	
国の制度	2.225 月分 (1.175 月分)	2.275 月分 (1.175 月分)	4.5 月分 (2.35 月分)	有	

()内は再任用職員分です。

[Ⅱ] 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
高石市地域防災計画修正等事業	18,500			令和元年度 から 令和2年度	限度額に同じ				18,500
高石市立老人福祉センター指定管理者委託事業	148,545			令和2年度 から 令和4年度	限度額に同じ				148,545
中学校体育館空調設備設置工事実施設計委託事業	17,556			令和元年度 から 令和2年度	限度額に同じ		17,500		56
高石市立総合体育館等指定管理者委託事業	213,500			令和2年度 から 令和6年度	限度額に同じ				213,500

高石市教育委員会委員の任命について

次の者を高石市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和元年11月29日提出

高石市長 阪 口 伸 六

記

氏 名 吉 村 文 一

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

生年月日

提案理由　本市教育委員会委員のうち吉村文一氏の任期満了（令和２年３月５日）に伴い、その後任を任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 11 号

高石市公平委員会委員の選任について

次の者を高石市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和元年11月29日提出

高石市長 阪 口 伸 六

記

氏 名 中 平 正 子

[illegible]

生年月日

提案理由 本市公平委員会委員のうち中平正子氏の任期満了（令和２年３月２５日）に伴い、その後任を選任するにつき、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第12号

指定管理者の指定について（高石市立老人福祉センター）

次のとおり指定管理者を指定する。

令和元年11月29日提出
高石市長 阪 口 伸 六

記

1. 施設の名称 高石市立老人福祉センター
2. 指定管理者 所在地 高石市加茂4丁目1番1号
名 称 社会福祉法人 高石市社会福祉協議会
3. 管理を行わせる期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

提案理由 高石市立老人福祉センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 13 号

指定管理者の指定について（高石市自転車駐車場）

次のとおり指定管理者を指定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

記

1. 施設の名称 高石市自転車駐車場（高石駅東側自転車駐車場 3 施設を除く）

2. 指定管理者 所在地 高石市綾園 1 丁目 9 番 1 号
名 称 高石都市開発・近鉄ビルサービス共同事業体

3. 管理を行わせる期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

提案理由 高石市自転車駐車場（高石駅東側自転車駐車場 3 施設を除く）の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 14 号

指定管理者の指定について（高石市立高石駅前自動車駐車場等）

次のとおり指定管理者を指定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

記

1. 施設の名称 高石市立高石駅前自動車駐車場
 高石駅東自転車駐車場
 高石駅第 1 自転車駐車場
 高石駅第 2 自転車駐車場

2. 指定管理者 所在地 高石市綾園 1 丁目 9 番 1 号
 名 称 高石都市開発株式会社

3. 管理を行わせる期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

提案理由 高石市立高石駅前自動車駐車場、高石駅東自転車駐車場、高石駅第 1 自転車駐車場及び高石駅第 2 自転車駐車場の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 15 号

指定管理者の指定について（高石市立総合体育館等）

次のとおり指定管理者を指定する。

令和元年 11 月 29 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

記

1. 施設の名称 高石市立総合体育館
 鴨公園運動広場
 鴨公園駐車場
2. 指定管理者 所在地 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号
 名 称 コナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループ
3. 管理を行わせる期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 高石市立総合体育館、鴨公園運動広場及び鴨公園駐車場の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和元年11月29日提出
高石市長 阪口伸六

記

氏 名 西 中 隆

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

生年月日 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

提案理由 人権擁護委員のうち西中隆氏の任期満了（令和2年6月30日）に伴い、その後任を推薦するにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

報告第 1 号

寄附金収受の報告について

次のとおり寄附金を収受したので報告する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

記

寄 附 者	匿名
寄附金額	3, 0 0 0, 0 0 0 円
寄附目的	指定寄附（教育）

監査委員報告第 1 号

例月現金出納検査結果報告

例月現金出納検査結果について別紙のとおり報告する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

高石市監査委員	原	正	人
同	寺	島	誠

高石監査第87号
令和元年11月14日

高石市議会議長 久保田 和典 様

高石市監査委員 原 正 人
同 寺 島 誠

例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和元年7月分及び8月分の現金出納検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果報告を次のとおり提出します。

記

- | | | |
|---|-------|--------------------------|
| 1 | 検査年月日 | 令和元年10月 1日
令和元年10月29日 |
| 2 | 検査対象 | 一般会計、各特別会計及び水道事業会計 |

検査の結果

1. 一般会計、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計

① 計数の検査

会計管理者から提出された、令和元年7月末日及び8月末日現在の別紙収支計算書に基づいて、会計諸帳簿、証書類及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

2. 水道事業会計

① 計数の検査

市長から提出された、令和元年7月末日及び8月末日現在の別紙水道事業試算表に基づいて、収入、支払、振替の各伝票及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

収 支 計 算 書

令和元年度 令和元年7月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	7,819,474,444	1,163,451,807	8,982,926,251	5,554,021,548	1,205,470,689	6,759,492,237	2,223,434,014
財政調整基金等繰替							
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-330,800	-40,000	-370,800				-370,800
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	7,819,143,644	1,163,411,807	8,982,555,451	5,554,021,548	1,205,470,689	6,759,492,237	2,223,063,214
国民健康保険特別会計	1,140,318,512	519,205,103	1,659,523,615	869,599,215	562,815,039	1,432,414,254	227,109,361
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金				350,740,057		350,740,057	-350,740,057
他会計融資金							
一時借入金	400,000,000		400,000,000				400,000,000
財政調整基金等繰替							
一時繰替金							
小 計	1,540,278,512	519,205,103	2,059,483,615	1,220,339,272	562,815,039	1,783,154,311	276,329,304
公共下水道事業特別会計	357,446,897	50,401,847	407,848,744	246,692,738	69,676,792	316,369,530	91,479,214
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	357,446,897	50,401,847	407,848,744	246,692,738	69,676,792	316,369,530	91,479,214
墓地事業特別会計	7,662,250	2,407,000	10,069,250	1,008,132	330,610	1,338,742	8,730,508
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	7,662,250	2,407,000	10,069,250	1,008,132	330,610	1,338,742	8,730,508
介護保険特別会計	933,915,721	576,592,870	1,510,508,591	799,170,739	399,436,624	1,198,607,363	311,901,228
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	933,915,721	576,592,870	1,510,508,591	799,170,739	399,436,624	1,198,607,363	311,901,228
後期高齢者医療保険特別会計	126,317,901	68,748,723	195,066,624	87,225,462	51,172,258	138,397,720	56,668,904
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	126,317,901	68,748,723	195,066,624	87,225,462	51,172,258	138,397,720	56,668,904
合 計	10,784,764,925	2,380,767,350	13,165,532,275	7,908,457,891	2,288,902,012	10,197,359,903	2,968,172,372

令和元年度 令和元年7月末現在

(単位：円)

種 類		前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
			増	減	
歳入歳出外現金		72,578,659	318,789,993	346,849,244	44,519,408
基 					

収 支 計 算 書

令和元年度 令和元年8月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	8,982,926,251	1,262,833,796	10,245,760,047	6,759,492,237	1,415,139,803	8,174,632,040	2,071,128,007
財政調整基金等繰替							
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-370,800		-370,800				-370,800
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	8,982,555,451	1,262,833,796	10,245,389,247	6,759,492,237	1,415,139,803	8,174,632,040	2,070,757,207
国民健康保険特別会計	1,659,523,615	507,511,478	2,167,035,093	1,432,414,254	559,842,285	1,992,256,539	174,778,554
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金				350,740,057		350,740,057	-350,740,057
他会計融資金							
一時借入金	400,000,000		400,000,000				400,000,000
財政調整基金等繰替							
一時繰替金							
小 計	2,059,483,615	507,511,478	2,566,995,093	1,783,154,311	559,842,285	2,342,996,596	223,998,497
公共下水道事業特別会計	407,848,744	304,586,817	712,435,561	316,369,530	209,860,961	526,230,491	186,205,070
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	407,848,744	304,586,817	712,435,561	316,369,530	209,860,961	526,230,491	186,205,070
墓地事業特別会計	10,069,250		10,069,250	1,338,742	171,148	1,509,890	8,559,360
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	10,069,250		10,069,250	1,338,742	171,148	1,509,890	8,559,360
介護保険特別会計	1,510,508,591	243,970,080	1,754,478,671	1,198,607,363	386,754,453	1,585,361,816	169,116,855
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	1,510,508,591	243,970,080	1,754,478,671	1,198,607,363	386,754,453	1,585,361,816	169,116,855
後期高齢者医療保険特別会計	195,066,624	45,861,960	240,928,584	138,397,720	21,909,105	160,306,825	80,621,759
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	195,066,624	45,861,960	240,928,584	138,397,720	21,909,105	160,306,825	80,621,759
合 計	13,165,532,275	2,364,764,131	15,530,296,406	10,197,359,903	2,593,677,755	12,791,037,658	2,739,258,748

令和元年度 令和元年8月末現在

(単位：円)

種 類		前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
			増	減	
歳入歳出外現金		44,519,408	306,720,203	292,084,247	59,155,364
基 					

水 道 事 業 試 算 表

令和元年7月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
3,976,207,158	8,994,528,944	1,615,811	有形固定資産	14,348,735	5,018,321,786	
	(1,504,695)	(344,689)	(減価償却累計額)	(13,830,000)	(5,016,078,621)	
1,569,104,778	2,927,279,383	224,944,892	現金、預金	153,035,143	1,358,174,605	
98,531,908	499,599,755	95,350,091	未 収 金	134,661,199	401,067,847	
-1,869,389			貸倒引当金		1,869,389	
25,763,717	29,892,945		貯 蔵 品	778,674	4,129,228	
99,453	109,926		前 払 費 用	2,028	10,473	
400,000,000	640,000,000		短期貸付金		240,000,000	
			有 価 証 券			
67,470,000	67,470,000	44,400,000	前 払 金			
16,482,149	16,484,652	4,124,067	仮払消費税		2,503	
			前払消費税			
			仮 払 金			
			企業債(固定負債)		1,234,747,309	1,234,747,309
			リ ー ス 債 務		11,412,000	11,412,000
			引 当 金		176,608,653	176,608,653
			企業債(流動負債)		61,484,283	61,484,283
	1,411,200	352,800	リ ー ス 債 務		4,233,600	2,822,400
	359,024,333	55,226,923	未 払 金	55,235,859	413,299,274	54,274,941
	257,436,393	47,262,150	預 り 金	85,855,445	345,294,514	87,858,121
	7,275,000		引 当 金		7,275,000	
	3,879	2,016	仮受消費税	7,365,007	26,551,660	26,547,781
	1,382,068,366	3,640,000	繰 延 収 益		2,234,555,253	852,486,887
	(1,382,068,366)	(3,640,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			自 己 資 本 金		1,388,393,901	1,388,393,901
			工事負担金		61,925,380	61,925,380
			受贈財産評価額		16,297,395	16,297,395
			他会計補助金			
			減 債 積 立 金	50,000,000	205,000,000	205,000,000
			建設改良積立金	50,000,000	204,716,752	204,716,752
	100,000,000	100,000,000	前年度繰越利益剰余金		1,803,208,996	1,703,208,996
			当年度未処分利益剰余金			
	48,513	25,223	営 業 収 益	91,552,222	329,053,477	329,004,964
			営業外収益	4,592,384	18,600,287	18,600,287
			特 別 利 益			
283,288,600	283,319,897	70,466,669	営 業 費 用		31,297	
18,336	18,336	4,584	営業外費用			
293,340	293,340	11,470	特 別 損 失			
6,435,390,050	15,566,264,862	647,426,696	合 計	647,426,696	15,566,264,862	6,435,390,050

水 道 事 業 試 算 表

令和元年8月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
3,995,841,440	9,033,554,269	39,025,325	有形固定資産	19,391,043	5,037,712,829	
	(6,200,996)	(4,696,301)	(減価償却累計額)	(13,830,000)	(5,029,908,621)	
1,579,307,774	3,097,189,877	169,910,494	現金、預金	159,707,498	1,517,882,103	
103,138,246	603,011,810	103,412,055	未 収 金	98,805,717	499,873,564	
-1,869,389			貸倒引当金		1,869,389	
25,032,448	29,892,945		貯 蔵 品	731,269	4,860,497	
97,431	109,932	6	前 払 費 用	2,028	12,501	
400,000,000	640,000,000		短期貸付金		240,000,000	
			有 価 証 券			
49,050,000	67,470,000		前 払 金	18,420,000	18,420,000	
24,587,916	24,590,552	8,105,900	仮払消費税	133	2,636	
			前払消費税			
			仮 払 金			
			企業債(固定負債)		1,234,747,309	1,234,747,309
			リ ー ス 債 務		11,412,000	11,412,000
	3,000,000	3,000,000	引 当 金		176,608,653	173,608,653
			企業債(流動負債)		61,484,283	61,484,283
	1,764,000	352,800	リ ー ス 債 務		4,233,600	2,469,600
	426,463,070	67,438,737	未 払 金	90,257,424	503,556,698	77,093,628
	343,546,995	86,110,602	預 り 金	65,566,029	410,860,543	67,313,548
	7,275,000		引 当 金		7,275,000	
	9,294	5,415	仮受消費税	8,059,032	34,610,692	34,601,398
	1,386,166,040	4,097,674	繰 延 収 益	307,365	2,234,862,618	848,696,578
	(1,385,858,675)	(3,790,309)	(長期前受金収益化累計額)	(307,365)	(307,365)	
			自 己 資 本 金		1,388,393,901	1,388,393,901
			工事負担金		61,925,380	61,925,380
			受贈財産評価額		16,297,395	16,297,395
			他会計補助金			
			減 債 積 立 金		205,000,000	205,000,000
			建設改良積立金		204,716,752	204,716,752
	100,000,000		前年度繰越利益剰余金		1,803,208,996	1,703,208,996
			当年度未処分利益剰余金			
	116,223	67,710	営 業 収 益	98,726,421	427,779,898	427,663,675
			営業外収益	6,108,781	24,709,068	24,709,068
			特 別 利 益			
367,825,462	367,858,426	84,538,529	営 業 費 用	1,667	32,964	
22,920	22,920	4,584	営業外費用			
307,916	307,916	14,576	特 別 損 失			
6,543,342,164	16,132,349,269	566,084,407	合 計	566,084,407	16,132,349,269	6,543,342,164